

第1 審査の対象および手続

平成23年度福井県土地開発基金、福井県市町振興資金貸付基金、福井県奨学育英資金貸付基金および福井県石油備蓄基地被害漁業者救済基金の運用状況を審査の対象とした。

審査に当たっては、

(1) 計数は、関係帳簿および証拠書類と符合し正確であるか

(2) 運用は、基金設置の目的に沿って合理的かつ効率的に執行されたか

等を主眼として、関係諸帳簿および証拠書類を照合するとともに、必要な資料の提出を求め、関係者の説明を聴取し、あわせて定期監査および例月現金出納検査の結果をも考慮して、慎重に審査を行った。